報告第３８号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年小田原市条例第３４号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定により、これを報告する。

令和 ８ 年１１月２５日提出

小田原市長　加　藤　憲　一

事故賠償について

１　専決処分年月日　　令和８年１１月１１日

２　損害賠償額　　７５，９００円

３　相手方　　市内在住者

４　事故の概要　　令和８年８月１３日午前１０時頃、市内堀之内の三ケ村排水路用地において、道水路整備課職員が草刈り機で作業中、小石が飛散し、隣接する相手方住宅の窓ガラスに当たり、これを破損させた。